

平成30年度第3回
東京都私立学校審議会（第776回）

平成30年6月18日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時59分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第 3 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名ですので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております 9 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成30年 6 月 18 日付、東京都知事名。

記、1、東洋言語学院の収容定員変更に係る学則変更認可について（江戸川区）、ほか 8 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 9 件でございます。

各案件につきまして部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号～議案第 8 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について、審議いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、学校法人和風会の寄附行為認可及び多摩リハビリテーション学院専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の小林委員から調査結果につきまして説明願います。

○小林委員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人和風会の設立認可及び多摩リハビリテーション学院専門学校の設置認可についてでございます。

平成30年6月7日に、三宅主査及び東京都私学部及び青梅市の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人和風会設立代表者から学校設置の目的・趣旨などをお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校法人化に当たり、今後は関連する医療法人と学校法人とを峻別し、私立学校法等の関係法令を遵守するとともに、寄附行為に基づく適切な法人運営を行っていただきたいこと。

2つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

3つ目は、これまでも養成施設運営を行ってきた経験を生かし、生徒の確保を適切かつ着実に実施し、安定した学校運営及び経営を行うとともに、より一層教育の質を高めていただきたいこと。

4つ目は、校舎が交通量の多い道路に面しているため、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけないように生徒を十分指導し、引き続き近隣住民等との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明を願います。

○私学行政課長 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

議案第1号及び議案第2号について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し専修学校を設置するものです。学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により基準を満たす校舎があることから、一段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきまして、ご説明をいたします。

初めに、学校法人和風会の寄附行為認可についてご説明いたします。議案第1号、学校法人和風会設立要項をごらんください。

法人の目的は、要項3に記載のとおり「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校を設置し、学校教育を行い、理学療法士法及び作業療法士法、言語聴覚士法にもとづき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士になろうとする者に対して必要な知識及び技術を習得させ、併せて医療従事者としての人格の涵養に努め、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする」です。

名称は、学校法人和風会で、事務所の所在地は要項2に記載のとおりです。

設置する学校名は、多摩リハビリテーション学院専門学校です。

理事につきましては、理事のうちの2名が兄弟である以外は、3親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。

監事につきましては、当法法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は1人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7及び8に記載のとおり、学校法人の設立要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、多摩リハビリテーション学院専門学校設置要項をごらんください。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本学は、学校教育法、理学療法士法及び作業療法士法、言語聴覚士法に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士になろうとする者に対して必要な知識及び技術を習得させ、併せて医療従事者としての人格の涵養に努め、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は、学校法人和風会で、設立代表者は石田信彦氏、校長も同じく石田信彦氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、修業年限3年、入学定員40名の作業療法学科、修業年限3年、入学定員40名の理学療法学科、修業年限2年、入学定員40名の言語聴覚学科を設置いたします。入学定員は120名、総定員は320名です。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項11から14に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、新たに諮問されている案件について審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第3号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、東洋言語学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

東洋言語学院は、各種学校として平成24年12月20日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成31年1月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございま

す。

設置者は、学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は徳山隆氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、1部の進学課程2年コースの入学定員を40名から50名へ、進学課程1年9カ月コースの入学定員を20名から30名へ、進学課程1年6カ月コースの入学定員を30名から40名へ、進学課程1年コースの入学定員を40名から60名へ増員しております。

また、2部の進学課程2年コースの入学定員を40名から50名へ、進学課程1年9カ月コースの入学定員を20名から40名へ、進学課程1年6カ月コースの入学定員を30名から40名へ、進学課程1年3カ月コースの入学定員を10名から20名へ、進学課程1年コースの入学定員を40名から60名へ増員しております。これにより総定員は500名から700名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第4号及び議案第5号は、専修学校の廃止認可でございます。事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、聖心女子専門学校の廃止認可について、ご説明いたします。

聖心女子専門学校は、昭和51年10月16日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人聖心女子学院で、理事長は宇野三恵子氏、校長は山下まち子氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成29年度末をもって法人内で配置転換または退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 5 号、東京電気技術高等専修学校の廃止認可についてご説明いたします。

東京電気技術高等専修学校は、昭和53年 4 月 1 日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により法人事業の見直しを行うためです。

設置者は、一般社団法人東京電業協会で、会長は江川健太郎氏、校長は菊地潔氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、平成29年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成29年度末をもって法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第 4 号及び議案第 5 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申

いたします。

続いて、議案第6号は、専修学校の課程廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号、東京美容専門学校的一般課程廃止認可についてご説明いたします。

東京美容専門学校は、昭和59年4月2日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび一般課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校、課程（分野）の名称及び位置は、要項1～3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は「さらなる教育の高度化をめざして、法人事業の見直しを行うため」です。

設置者は、学校法人田中芸術学園で、理事長は田中みさ子氏、校長は中尾実氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、平成29年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置につきましては、要項9に記載のとおり、平成29年度末をもって同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、同校において保管いたします。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、同校において使用いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○町山委員 前の5号でもそうなのですが、「10 資産の処置」、特に第5号のほうは具体的にどのような処置をされるのでしょうか。

○議案担当者 では、まず議案第5号の資産の処置について、ご説明いたします。

校地、校舎につきましては、もともとこの一般社団法人東京電業協会の土地、建物でございますので、このまま引き続き東京電業協会で使用いたします。

今回、専門学校としては廃止するのですがけれども、短期間の講習会などを引き続き行いますので、そういった講習会などで校具・教具等につきましても使用していくと聞いております。

す。

○議案担当者 続きまして、6号につきましては、今回、一般課程の廃止ですけれども、専門課程は継続いたしますので、一般課程で使わなくなった教室は専門課程で引き続き使用いたします。

○町山委員 ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第7号は、高等学校の学則変更認可でございます。それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号について、ご説明いたします。

学校法人中央学院が設置しております中央学院大学中央高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、昨今の普通科志向に対応するため、商業科の収容定員を減員するとともに、普通科の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

普通科については、変更前の収容定員105名、1学年1学級35名であるものを、変更後は45名増員し、収容定員150名、1学年2学級50名にいたします。

商業科については、変更前の収容定員195名、1学年2学級65名であるものを、変更後は45名減員し、収容定員150名、1学年2学級50名にいたします。

また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、平成33年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載し

ておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第7号についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第7号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第8号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第8号について、ご説明いたします。

学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をごらんください。

秋田県でスクーリング会場を確保するため、協力校に秋田和洋女子高等学校を追加いたします。

変更の時期は、要項7にあるように、平成31年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8をごらんください。

学則第7条の協力校についてですが、秋田和洋女子高等学校を追加いたします。

備考欄に設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第8号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第9号は専修学校の設置認可、議案第10号は小学校の設置認可、議案第11号は中学校

の設置認可でございます。

議案第9号は第一部会の所管、議案第10号及び第11号は第三部会の所管でございますので、各部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回、7月の開催日は17日火曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時21分閉会